

総務大臣 片山 虎之助 殿

統計審議会会長 竹内 啓

### 諮問第 270 号の答申

### 平成 14 年に実施される商業統計調査の計画について

経済産業省は、平成 14 年に実施を予定している商業統計調査（指定統計第 23 号を作成するための調査）について、最近の流通構造の変化を踏まえ、商業活動の実態をよりの確に把握するとともに、調査の円滑かつ効率的な実施を図るため、小売業のチェーン組織化、電子商取引等に関する調査事項の追加、本社等一括調査方式の一部導入等の見直しを行った上で実施することを計画している。

本審議会は、今回の調査計画全般について、諮問第 242 号の答申「統計行政の新中・長期構想」の提言等を踏まえ審議した結果、下記の結論を得たので答申する。

### 記

#### 1 今回の調査計画

##### (1) 調査対象

調査対象については、商業活動の実態をよりの確に把握するため、国に属する事業所（財務省印刷局直営の政府刊行物サービス・センター等）を追加する計画であり、これについては、卸売・小売業の全体像がより実態に即した形で明らかになり、また、これらの事業所を含めて調査している事業所・企業統計調査（指定統計第 2 号を作成するための調査）との整合性が図られることから、適当と認められる。

##### (2) 調査事項

###### ア 「従業者数等」

「従業者数等」については、最近の就業構造の変化等を踏まえ、「常時雇用者（有給役員を含む）」の区分を「有給役員」及び「常用雇用者」に分割の上、「常用雇用者」を「正社員・正職員」及び「パート・アルバイト等」に細分割するとともに、新たに「臨時雇用者」及び「出向・派遣受入者」の区分と「パート・アルバイト等の 8 時間換算雇用者数」を追加し、その拡充を図る計画である。

これについては、労働力の流動化が進展する中で、卸売・小売業における従業者の実態をよりの確に把握し、その実態を明らかにするものであり、おおむね適当と認められる。

しかしながら、「従業者数等」のうち、「合計」及び「パート・アルバイト等の8時間換算雇用者数」については、調査対象において、記入欄について誤解が生じないように、調査票上、注記の追加等所要の修正を行うことが適当である。

#### イ 「チェーン組織への加盟の有無」

チェーン組織への加盟状況については、小売業における最近のチェーン組織化の進展を踏まえ、フランチャイズ・チェーン及びボランタリー・チェーンの加盟状況を把握するため、「チェーン組織への加盟の有無」を追加する計画であり、これについては、中小小売業を中心とした事業のチェーン化が拡大傾向にあることを踏まえ、商業活動を把握する上で重要なチェーン組織への加盟状況を的確に把握するものであり、中小小売業の振興対策のための基礎資料にもなることから、適当と認められる。

#### ウ 「電子商取引の有無と年間商品仕入額・年間商品販売額に占める割合」

電子商取引の状況については、情報通信技術の進展を背景に最近急速に増加している卸売・小売業における電子商取引の実態を把握するため、「電子商取引の有無と年間商品仕入額・年間商品販売額に占める割合」を追加する計画であり、これについては、今後も電子商取引が増加していくことが見込まれ、その的確な把握が流通構造の変化等をとらえる上で必要であることから、おおむね適当と認められる。

しかしながら、「電子商取引の有無と年間商品仕入額・年間商品販売額に占める割合」については、新たな調査事項である上、電子商取引の概念が年とともに急速に変化するものであり、また、企業における電子商取引の実態も多様であることから、調査対象において、本調査における電子商取引の範囲について誤解が生じないように、調査票上、電子商取引の定義・範囲に係る注記を追加するとともに、調査結果報告書においても、その定義を明記することが適当である。

なお、今後の調査の実施に当たっては、情報通信技術の進展に伴う電子商取引の動向を引き続き注視する必要がある。

#### エ 「年間商品仕入額の仕入先別割合」等の「都道府県別割合」

「年間商品仕入額の仕入先別割合」及び「年間商品販売額のうち卸売販売額の販売先別割合」については、報告者負担の軽減に資するため、「都道府県別割合」を削除する計画であり、これについては、県民経済計算の推計等のための利用ニーズの低下を踏まえ、結果利用の面で特段の問題もみられないことから、適当と認められる。

### (3) 調査票

調査票については、調査事項の追加に対応し、かつ、記入の利便性の向上を図るため、調査票様式をA3判横からB4判縦（両面）に変更するとともに、「商店名及び電話番号」、「商店の所在地」、「経営組織及び資本金額又は出資金額」等の基本的事項について、報告者負担の軽減等を図るため、あらかじめ調査票に印刷（プレプリント）する計画であり、いずれも適当と認められる。

### (4) 準備調査名簿

準備調査名簿については、調査対象のうち小売業（商店）の立地環境の特性（商業集積地区、オフィス街地区、住宅地区、工業地区等）による立地環境特性格集計を、よりの確かつ効率的に行うため、調査区単位での特性付けを調査対象ごとの特性付けに変更し、当該特性付けのための関連情報を追加する計画である。

これについては、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的な推進等のため、より詳細な地域データの把握が求められていること、調査対象ごとの当該特性付けは、調査区の設定替えに影響されないため、今後、安定的な時系列データが得られること、また、立地環境特性付けのための関連情報については、最新の情報をあらかじめ準備調査名簿に印刷（プレプリント）することとしており、統計調査員等の実査負担の面にも配慮されていることから、適当と認められる。

#### (5) 調査方法

調査方法については、最近の情報化の進展等を背景に、本社・本店等における経理データの一括集中管理の増加により、事業所単位での調査員調査が困難である調査対象が拡大していることにかんがみ、一部の調査対象について、本社等一括調査方式（国又は都道府県から一部の調査対象について、本社・本店等に調査票を一括配布し、本社・本店等において各調査対象ごとの調査票を一括作成の後、国又は都道府県に一括提出する方式）を導入する計画である。また、この際、フレキシブル・ディスク等の磁気媒体での提出も可能とすることとしている。これについては、調査の円滑かつ効率的な実施が可能となることから、適当と認められる。

#### (6) 集計様式及び公表方法

集計様式については、商業統計表（産業編及び品目編）において、調査事項の変更に応じた集計事項の追加、修正等を行うとともに、業態別統計編（小売業）において、最近増加傾向がみられるドラッグストア及びホームセンターを集計区分に追加すること等による集計事項の追加、修正等を行う計画である。これについては、ドラッグストア及びホームセンターといった新しいタイプの小売業態の場合、市場規模がある程度大きいことや定着した業態として存在していること等、業態別に集計する基準が明確にされているため、このような集計区分の追加により、最近の商業活動の実態がより一層明らかになることから、適当と認められる。

また、公表方法に関して、本調査の結果表における1ないし2の事業所の従業者数の秘匿の扱いについては、従来から当該秘匿措置を解除してきた事業所・企業統計調査との同時実施に伴い、平成11年調査において、当該秘匿措置を解除したものである。これについては、平成11年調査の結果公表において特段の問題が生じていないこと、また、平成16年における事業所・企業統計調査との同時実施を念頭におく必要があることから、今回調査においても、平成11年調査と同様、当該秘匿措置を講じなくても差し支えないものと認められる。ただし、その秘匿措置の解除に当たっては、「年間商品販売額」等の秘密性が高い事項まで秘匿を解除するものではない。

## 2 母集団の捕捉方法

本調査の母集団の捕捉については、平成 11 年調査において事業所・企業統計調査と同一の調査票により同時実施したことにより、捕捉割合が増大し、また、安定したと判断される。

今回調査は、商業統計調査単独の実施となるが、平成 13 年に実施予定の事業所・企業統計調査の結果を有効に利用して母集団を把握することとしている。これについては、母集団の捕捉の改善に資するものであり、適当と認められる。

## 3 今後の課題

### (1) チェーン組織の詳細な特性の把握

小売業のチェーン組織への加盟状況については、最近の流通構造の変化を踏まえ、「チェーン組織への加盟の有無」を把握する計画であるが、チェーン組織化の実態をより詳細かつ的確にとらえるためには、チェーン組織の特性をより詳細に把握することが望ましい。これについては、今後、チェーン組織への加盟状況の展開が大きく進展した場合には、必要に応じて、調査全体としての報告者負担の抑制に配慮しつつ、チェーン組織の詳細な特性を把握することについて検討する必要がある。

### (2) S O H O 等の捕捉方法

情報通信技術を利用して小規模事業者等が事業を行う S O H O (Small Office Home Office) 等については、現行の調査員調査では、このような調査対象を把握することに限界があると考えられる。これについては、諮問第 265 号の答申「平成 13 年に実施される事業所・企業統計調査の計画について」において、これらの事業所のよりの確な把握について検討する必要があるとされていること及び平成 16 年に実施される商業統計調査について事業所・企業統計調査との同時実施によることが適当であるとされていることを踏まえ、今後、その捕捉方法について、事業所・企業統計調査と連携して検討する必要がある。